令和元年９月

**【訪問買い取りのトラブル　】**

**【相　談１】**

数日前、「不要な服はないか」と　一人暮らしの母のところへ訪ねてきた業者が、高価な貴金属を２千円で買い取っていたことが分かった。契約書を確認するとクーリング・オフの記載があった。取り戻したい。

**【相　談２】**

　高齢の両親の家に買い取り業者から電話があり、父親が楽器の買い取りを承諾してしまったようだ。「本当は売りたくない」と言う父親に代わって業者に断わりの電話をかけるがつながらない。業者の来訪予定日が迫り老親だけでは不安だが、自分はその日、実家に帰る事ができない｡

**【アドバイス】**

この２つの相談の『訪問購入（訪問買い取り）』は契約してしまっても、法定書面を受け取った日を含め８日間以内であればクーリング・オフが可能で無条件で解約ができます。

**相談１**は、契約から６日目の相談であったためクーリング・オフの申し出をしました。貴金属を返してもらう時は母親を一人にせずに立ち会った方が安心と助言しました。日頃から見守りをしていたため、契約から日を置かずに気がつき早期の解決となりました。

**相談２**は、遠隔地に住む娘さんからの相談です。老夫婦だけでなく誰かに同席を求めた上で、ハッキリ断ること、そして部屋の中へは絶対入れないよう助言しました。

トラブル防止のポイント

◆事前の連絡もなく突然訪問してきた買い取り業者は家に入れないこと。突然の訪問で買い取りをすることは禁止されています。

◆事前に買い取りを承諾した物品以外は売らないこと。当初の話とは別の物品の売却を求めることは禁止されています。

◆契約書面を受け取った日から８日間（クーリング・オフ可能期間）は物品を手元に置いておくことができます。これは事業者に紛失・売却されるリスクを避けるためです。

◆強引に迫られても貴金属はむやみに見せない、触らせないようにしましょう。

**お困りの時は消費者ホットライン**

　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。